

『 売 買 』の必要書類等 ※ は場合によって必要な書類です。

売主（ 様）

- ☐ 売買する不動産の登記済権利証又は登記識別情報通知
※ 登記識別情報通知は従来の権利証にあたる書類です。
 - ☐ 印鑑証明書（3ヶ月以内） → 市役所市民課
 - ☐ 売買する不動産の固定資産評価額証明書（資産証明書）
→ 市役所税務課
※ 市役所から届く課税明細書（納税通知書）でも大丈夫です。
 - ☐ 実印（印鑑登録した印鑑）
 - ☐ 免許証やマイナンバーカード等の身分証明書
 - ☐ （登記簿上の住所から移転している場合） 住民票（前住所付）
→ 市役所市民課
 - ☐ （農地売買の場合） 農地法の許可書 → 農業委員会
-

買主（ 様）

- ☐ 住民票謄（抄）本 → 市役所市民課
 - ☐ 印鑑（認印でも可）
 - ☐ 免許証やマイナンバーカード等の身分証明書
 - ☐ （農地売買の場合） 農地法の許可書 → 農業委員会
-

その他

- ☐ 売買契約書
※ 契約書を作成済みの場合にはご持参ください。
※ 当事務所に売買契約書の作成を依頼される場合には不要です。
- ☐ 売買代金の領収書又は振込の控え
※ 売買代金を支払済みの場合には上記のいずれかをご持参ください。

司法書士山口祐三子事務所
TEL 0186－42－4331
ご不明な点はお問い合わせください